

○経済産業省令第49号

意匠法（昭和二十四年法律第百二十五号）及び意匠登録令（昭和三十四年政令第41号）を実施するため、意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

経済産業大臣 世耕 弘成

意匠法施行規則及び意匠登録令施行規則の一部を改正する省令

（意匠法施行規則の一部改正）

第一条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第12号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前						
様式第2（第2条関係） 〔略〕 〔備考〕 1～7 〔略〕 8 <u>削除</u> 9～43 〔略〕 様式第6（第3条関係） 〔略〕 〔備考〕 1～7 〔略〕 8 立体を表す図面は、<u>意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図をもつて記載する。記載した図と同一又は対称である図は、当該図が他のいずれの図と同一又は対称であるかを願書の「【意匠の説明】」の欄に記載することをもつて当該図の記載に代えることができる。</u> 〔削る〕 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものは、その右の欄に掲げる図の全部又は一部に代えることができる。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。	様式第2（第2条関係） 〔略〕 〔備考〕 1～7 〔略〕 8 <u>物品の部分について意匠登録を受けようとするときは、</u>「【意匠に係る物品】」の欄の上に「【部分意匠】」の欄を設ける。 9～43 〔略〕 様式第6（第3条関係） 〔略〕 〔備考〕 1～7 〔略〕 8 立体を表す図面は、<u>正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組として記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。</u> <table><tr><td><u>正面図と背面図が同一又は対称の場合</u></td><td><u>背面図</u></td></tr><tr><td><u>左側面図と右側面図が同一又は対称の場合</u></td><td><u>一方の側面図</u></td></tr><tr><td><u>平面図と底面図が同一又は対称の場合</u></td><td><u>底面図</u></td></tr></table> 9 等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を各図ごとに願書の「【意匠の説明】」の欄に記載する。	<u>正面図と背面図が同一又は対称の場合</u>	<u>背面図</u>	<u>左側面図と右側面図が同一又は対称の場合</u>	<u>一方の側面図</u>	<u>平面図と底面図が同一又は対称の場合</u>	<u>底面図</u>
<u>正面図と背面図が同一又は対称の場合</u>	<u>背面図</u>						
<u>左側面図と右側面図が同一又は対称の場合</u>	<u>一方の側面図</u>						
<u>平面図と底面図が同一又は対称の場合</u>	<u>底面図</u>						